

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

学生であっても満20歳以上の人は、国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の人は一時的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）などです。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなり、申請は毎年必要です。なお、申請に基づき、在学予定期間中は、毎年4月初めに再申請の用紙が送られることになっていますので、必要事項を記入の上、返送してください。用紙が届かない人は、学生証または在学証明書と印鑑を持って、市民課、各支所、出張所の窓口へお越しください。

また、学生でない30歳未満の人については、本

人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合でも、障害年金を受けられなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

詳しくは年金事務所または市民課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

岡山東年金事務所 ☎086-270-7928
市民課 ☎0869-22-1790

特定疾患医療受給者証の更新手続きを

医学の発達した現代においても、今なお原因が不明であって、治療方法が確立していない病気で苦しんでいる人がいます。

こうしたいわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である場合が多いものについては、国により特定疾患として認定され、医療の確立、普及とともに、患者の皆さんの負担軽減を図る取り組みが行われています。

特定疾患の指定を受けている病気にかかっていると診断され、かつ、一定の診断基準（認定基準）を満たしている人には、特定疾患医療受給者証が発行され、保険診療の対象となる医療費のうち、

自己負担の一部または全部が公費負担されます。

この特定疾患医療受給者証について、有効期間が平成22年9月30日までとなっている人は、10月1日以降も引き続き治療を受ける場合、保健所で更新の手続きが必要となります。

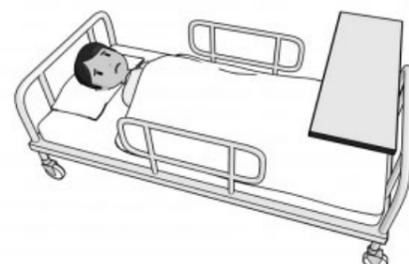
更新手続きの期間は、例年より1カ月早い6月1日(火)から7月30日(金)までとなっています。

更新手続きをしない場合、10月1日(金)から現在持っている医療受給者証では特定疾患に係る医療費の公費負担が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、更新手続きに必要な書類は、医療受給者証により異なりますので、確認の上、自宅の住所を所管している保健所で期間内に必ず手続きを行ってください。

■問い合わせ先

岡山県備前保健所 ☎086-272-3934
岡山県医薬安全課 ☎086-226-7342



人権の尊重される社会の実現に向けて

皆さんの一人一人が、人間らしく生きていく権利と幸福を目指す権利を持っています。

日本国憲法第14条では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない」と規定され、法の下での平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」「他の人の人権が侵害されていないか」など、身近なことから「人権」について考え、生活や活動の中でお互いを尊重し合い、様々な人権問題の解決に向けて主体的に取り組み、すべての人々がかけがえのない存在として尊重される社会を築きましょう。

また、6月1日(火)は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。地域に根ざした活動を行っている人たちが、地域の中で人権を擁護していくことが大切という考えから設けられたものです。この人権擁護委員の皆さんによる特設人権相談が全国一斉に開かれます。本市の相談日は本紙27ページのカレンダーのなやみごと相談の欄をご覧ください。

■問い合わせ先

市民課 ☎0869-22-3922

離職した人の国民健康保険税を軽減

離職により国民健康保険へ加入する人の国民健康保険税が4月から軽減されています。

軽減を受けるには申請が必要です。市民課へお越しください。

▷対象者

- 離職の翌日から翌年度末までの期間において、
- ①雇用保険の特定受給資格者（例：倒産、解雇による離職）
 - ②雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける人。
- ※ただし、65歳以上の人は高年齢求職者給付金の給付を受けるため、この制度の対象となりません。

身近にある人権問題

・「身元調査」などは拒否

「聞き合わせ」や「身元調査」は差別を助長し、基本的人権の侵害の原因となります。婚姻は両性の合意のみに基づいて行われるべきものであり、また、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。

差別につながる身元調査などを行わないとともに、これに応じないようにしましょう。

・「えせ同和行為」を排除

同和問題を口実にして、高額な書籍等の購入強要や不当な金銭要求などを行う「えせ同和行為」の被害が後を絶ちません。このような不当な要求に対しては、最初から毅然とした対応で臨み、相手に付け入るすきを与えないことが肝要です。きっぱりと断りましょう。

・「差別書き込み」を根絶

インターネット上の掲示板に匿名性を悪用して、中傷など無責任な書き込みがなされ、これにより差別が助長され、重大な人権侵害を引き起こしています。

インターネットで発信された情報により、誰かが傷つく場合があることを十分に考え、モラルを守って、差別書き込みを根絶していきましょう。

▷軽減額

保険税は前年の所得などにより算定されますが、前年の給与所得を100分の30として保険税を計算します。

▷軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで
※制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職した人は、平成22年度に限り、保険税が軽減されます。ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。

▷持参するもの

雇用保険受給資格者証
■問い合わせ・申請先
市民課 ☎0869-22-1790